

ワーク&ライフ



夜勤者への引き継ぎなどに追われる看護職員一名古屋市内の病院で

看護師の長時間夜勤

違法に近い実態も

七月二十二日付の本欄で、病院に勤務する看護師の長時間夜勤の問題を取り上げたところ、「長時間の勤務体制は違法では？」との問い合わせが寄せられた。長時間夜勤をめぐる法規制の現状を調べた。(佐橋大)

「私は民間病院に勤める介護士です。私の病院でも看護師の夜勤は十八時間勤務で、記事と同様に患者の急変があれば、ほとんど休憩は取れず、とても疲れる」との声を聞きます」

長時間夜勤への疑問

を寄せたのは、愛知県 残業代を払わずに労働の三十代の男性介護士。自身も看護師と同じように夜勤で十六時間勤務をこなし、毎回、大きな疲労を感じるといいます。労働基準法は使用者に対し、休憩時間を除いて一週間に四十時間を超えて働かせること

法定休憩時間 「取れない」3割

サービス残業 3分の2「あり」

医労連調査

や、一日に八時間を超過する。週間の残り五日間の労働時間を計二十四時間以内にする。禁止している。これを超える場合は時間外労働となり、残業代が発生する。

ただし不規則な業務もあるため、同法には「変則労働時間制」の規定がある。労働組合との協定や就業規則があれば、一カ月以内の一定期間で平均週四十八時間を超えなければ、

頻繁な夜勤。一九九二年に定められた看護職員の確保法の基本指針は、三交代の場合「夜勤は月八日まで」、二交代の場合は「月四日まで」

病院の看護師の勤務は、一日に八時間を超過する。週間の残り五日間の労働時間を計二十四時間以内にする。禁止している。これを超える場合は時間外労働となり、残業代が発生する。



「意見や情報は、連絡先(住所不要)中日新聞生活部 012(2)222(1)2284」

hataraku@chunichi.co.jp

「はたらく」取材班

「意見や情報は、連絡先(住所不要)中日新聞生活部 012(2)222(1)2284」